情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

名

健康増進事業の情報連携開始に伴う保健情報システム及び統合宛名システム の改修等について

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第16条第2項(法令の定め又は緊急の理由に基づきに電子計算機処理をしたとき)

◇第14条第1項(業務委託)

事業の概要

事業名	健康増進事業		
担当課	健康づくり課、東新宿保健センター		
目的	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号		
	法」という。)及び健康増進法の改正により、健康増進事業の健(検)診結果について、情		
	報提供ネットワークを通じた他自治体との情報連携が定められたため、関連するシステム		
	の整備を行う。		
対象者	健康増進事業に基づく各健(検)診受診者		
事業内容	1 概要		
	健康増進法に基づき、区民の健康増進に資するため、各種がん検診、歯周疾患検診、肝		
	炎ウイルス検診、骨粗しょう症健診の事業を行っている。		
	この度、番号法及び健康増進法が改正され、令和4年6月より情報提供ネットワークを		
	通じた他自治体との情報連携することが定められたため、必要なシステム改修等を行う。		
	2 情報連携の概要		
	各種がん検診、歯周疾患健診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症健診の健診結果を連		
	携させる。		
	アー情報連携項目		
	各種がん検診結果、歯周疾患健診結果、肝炎ウイルス検診結果、骨粗しょう症健		
	診結果		
	イ 理由		
	健康増進法・番号法の改正を受け、自治体間で電子的に健(検)診結果を引継ぎ、		
	適切な健(検)診の実施に資するため。		
	ウ 情報連携(照会・提供)方法		
	資料35-1のとおり		
	3 情報連携する受診者数(令和3年12月1日時点)		
	各種がん検診 約63,000人(延べ)		
	歯周疾患健診 約2,800人 医炎点子 (1)2 (2)2 (2)2 (2)2 (2)2 (2)2 (2)2 (2)2		
	肝炎ウイルス検診 約2,700人 骨粗しょう症予防検診 約3,000人		
	13 III C & JAL J PAIAN PAGE OF COLOR		

件名 健康増進事業の情報連携開始に伴う保健情報システム及び統合宛名システムの改修について

保有課(担当課)	健康づくり課、東新宿保健センター
登録業務の名称	健康増進事業
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	1 個人の範囲 健康増進事業(各種がん検診、歯周疾患健診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症 健診)の受診者 2 記録項目 保健情報システムについては、資料35-2のとおり 団体内統合宛名等システムについては、資料35-3のとおり 3 記録するコンピュータ 保健情報システム、団体内統合宛名等システム
新規開発・追加・ 変更の理由	番号法及び健康増進法が改正され、各健(検)診の実施結果について情報提供ネットワークを通じた他自治体との情報連携することが定められたため。
新規開発・追加・ 変更の内容	1 区イントラネットパソコンによる中間サーバーを介した情報照会の実施 2 団体内統合宛名等システムによる中間サーバーを介した情報提供の実施 3 上記「2」に係る保健情報システム及び団体内統合宛名等システムの改修
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	【運用上の対策】 1 区と委託先の契約書には、「特記事項」 (別紙)を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。 2 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。 3 システム機器設置場所へ事業者が入退室する際は、管理(申請、承認、記録)を行う。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。 4 プログラムの移行に使用する外部記録媒体の取り扱いにおいては、記録媒体管理を行い、利用時は第三者漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。 5 実データを使用した検証作業は、区職員が実施する(委託先には、必要な支援のみ行わせる)。(情報セキュリティアドバイザーからの助言) 6 データ移行(セットアップ)等の作業には、区職員が立ち会う。 7 本業務に係る作業はすべて庁内で行い、データの持ち出しを禁止する。 8 委託先が、モバイルパソコンを持込む際は、区の許可をとらせ、用途は、社内

	事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコンと区のシステム機器及びUSB等の記録媒体との接続をさせないように、区の職員が立ち会う。 【システム上の対策】 1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分離するなどの保護対策を講じる。 2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 3 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 4 職員が、システムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。 5 システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を
	実施する。
本广扫目目3次。 、	令和4年1月~3月 システム改修
新規開発・追加・変更の時期	令和4年3月 テスト・検証作業
及人*/***1791	令和4年6月 本稼働

件名 健康増進事業の情報連携に係るシステム改修等の委託について

保有課(担当課)	健康づくり課、東新宿保健センター
登録業務の名称	健康増進事業の情報連携
委託先	【保健情報システム】 株式会社両備システムズ(プライバシーマーク取得)(情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS・ISO/IEC27001)認証取得) 【団体内統合宛名等システム】 日本電気株式会社(情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証取得)
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	【本事業の対象者に係る情報項目】 保健情報システムについては、資料35-2のとおり 団体内統合宛名等システムについては、資料35-3のとおり
処理させる情報項目の記 録媒体	電磁的媒体(情報システム課が所管する情報システム統合基盤サーバ)
委託理由	上記委託先は、本システムの開発事業者であり、当該システムの改修業務を 安全かつ効率的に行うことができるため。
委託の内容	1 システム改修業務 (1)保健情報システムと団体内統合宛名等システムとの連携機能の追加 2 保守業務 (1)システムの保守・障害復旧 (2)運用支援、問合せ対応
委託の開始時期及び期限	令和4年1月から令和4年3月31日まで(予定) (保守業務については、次年度以降も同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	【運用上の対策】 1 区と委託先との契約書には、「特記事項(別紙1)」を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。 2 確認記録票を用いて、委託先に課す個人情報保護対策の留意事項及び履行状況の確認を行う。 3 システム機器設置場所へ事業者が入退室する際は、管理(申請、承認、記録)を行う。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。 4 システム開発及び変更作業は、区の内部に設置のサーバ上で行い、作業の過程では、委託先に個人情報を触れさせない。また、データの持出しを禁止する。 5 委託先が実施する接種結果の入力、取込みテストにおいては、ダミーデータを使う。 6 実データを使用した検証作業は、区職員が実施する。(委託先には、必要な支援のみ行わせる)。 7 データ移行(セットアップ)等の作業には、区職員が立ち会う。

- 8 委託先が、モバイルパソコンを持込む際は、区の許可をとらせ、用途は、 社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパ ソコンと区のシステム機器及び USB 等の記録媒体との接続をさせないよう に、区の職員が立ち会う。
- 9 データ項目定義の修正漏れによるシステム不具合等が無いよう、双方で 事前に綿密なスケジュール計画やチェックシートを作成して実施する。な お、稼働にあたっては必ず仮移行を行うこととし、本稼働はシステムを使 用していない時間帯(時間外・休日)に実施し、十分な検証を行う。

【システム上の対策】

- 1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、 インターネットから分離するなどの保護対策を講じる。
- 2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新 のパターンファイルを適用させる。
- 3 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。
- 4 職員が、システムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。
- 5 システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。

【運用上の対策】

- 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。
- 2 システム更新作業は区の内部に設置のサーバ上で行い、データの持ち出しは行わせない。
- 3 システム更新作業の過程では、委託先に個人情報を直接触れさせない。
- 4 更新作業に係る動作テストにはダミーデータを使わせる。
- 5 委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告をさせ、区が承認した後に操作を実施させる。
- 6 委託先が、モバイルパソコンを持込む際は、区の許可をとらせ、用途は、 社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパ ソコンと区のシステム機器及び USB 等の記録媒体との接続をさせないよう に、区の職員の立会いに応じさせる。

受託事業者に行わせる情報保護対策

7 データ項目定義の修正漏れによるシステム不具合等が無いよう、事前に 綿密なスケジュール計画やチェックシートを作成させ実施させる。なお、 稼働にあたっては必ず仮稼働を行うこととし、本稼働はシステムを使用し ていない時間帯(時間外・休日)に実施させ、十分な検証を行わせる。

【システム上の対策】

- 1 データのセットアップは、区職員立ち会いのもと、庁舎内で行わせる。
- 2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新 のパターンファイルを適用させる。
- 3 0Sのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。
- 4 保守業務にあたっては、アクセスログの管理監視による不正アクセス対策など、セキュリティ対策を実施させる。
- 5 不具合等が発生し、委託事業者が直接障害対応する場合は、遠隔地から のシステム接続を禁じ、庁舎内で行わせる。

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した 後においても同様とする。

(適正収集)

3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、 本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。た だし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

- 15 甲は、乙に課した情報保護対策(新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等)に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。